

別紙

諮問第1693号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が東京都に対して申し立てた調停事件（以下「本件調停事件」という。）に関し、1）第1回調停期日前に、東京都内部にて、本件調停事件に対してどのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記した書面の全て、2）第1回調停期日でのやり取り内容が記録・報告された書面、3）第1回調停期日後に、東京都内部にて、本件調停事件の第2回調停期日について、どのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記した書面の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年10月17日付けで別表に掲げる本件対象公文書1及び2を特定して行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1及び2のうち、本件非開示情報1から3までについて、条例7条1号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年4月24日に実施機関から理由説明書を、同年6月5日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月27日（第242回第二部会）から同年11月24日（第243

回第二部会)まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件一部開示決定について、審査請求人は、本件調停事件の当事者であるため、記録の閲覧が可能な立場にあることから、民事調停手続の非公開性や事件記録の閲覧制限の規定を非開示の根拠とする実施機関の主張は誤りであり、本件調停事件において問題とされた事項について、その検討過程を明らかにして、相手方の理解を得る活動を実施することが東京都の求められる態度及び業務である旨主張している。

これに対し実施機関は、条例の定める開示請求においては、開示請求者に係る個別的事項にかかわらず、その開示の可否については、文書に記載されている情報の性質や内容等により判断することが予定されており、開示請求者が誰であるかといった個別的事項を考慮して判断することは予定されていないとした上で、本件非開示情報1から3までは条例7条1号及び6号に該当すると説明する。

イ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書1に記載された情報のうち、本件非開示情報1は、本件調停事件に係る調停申立書の内容、申立人とのこれまでの交渉経緯等について、事件担当者がまとめた要旨であり、本件非開示情報2は、東京都(以下「都」という。)の職員を指定代理人に指定すること等につき作成した文書並びに、訟務担当者が、本件調停事件に係る調停申立書に対して、申立人とのこれまでの交渉経緯、申立書の内容に対する都としての認識、調停における都側の方針等の回答を作成した文書であると説明する。そして、これらの情報は、民事調停法(昭和26年法律第222号)12条の6により当事者又は利害関係を疎明した第三者以外の者は閲覧等ができないとされている事件記録に該当するものや、民事調停手続の当事者である都

の意見等を裁判所に伝える書面であって、民事調停手続の内容となるものであり、民事調停法22条が準用する非訟事件手続法（平成23年法律第51号）30条において事件の「手続は、公開しない」と規定していることから、公にすることにより当該規定の趣旨及び目的を損なうこととなるので、条例7条1号に該当すると説明する。また、相手方としての都の意見やその前提となる交渉経緯の情報を公にしなければならないとすると、当事者と調停委員等の間で、自由かつ率直に意見等を表明し、交換し合うことが困難になるとともに、調停への協力や、調停への参加そのものを躊躇等することに繋がりがねず、裁判所が行う民事調停の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書1は、都が裁判所に対して提出する書面の決裁文書であることが認められた。当該公文書に記載された情報のうち、本件非開示情報1及び2は、実施機関と申立人とのこれまでの交渉経緯、申立書の内容に対する実施機関の認識等、実施機関が一方の当事者として民事調停に対処するための内部的な方針が記載されたものであり、公にすることにより、調停に至る経過や一方の当事者による判断等が明らかとなり、これにより、調停に係る紛争の公正かつ円滑な解決を妨げ、実施機関の現在及び将来における民事調停事件の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとともに、実施機関が調停委員等に対し、自由かつ率直な意見表明を行うことが困難となり、民事調停事件に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1及び2は、条例7条6号に該当し、同条1号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

ウ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書2に記載された情報のうち、本件非開示情報3は、当該調停期日における当事者及び調停委員の発言内容等が詳細かつ率直に記載されたものであり、これらの情報は、まさに当該調停手続の内容であることからすれば、これを公にすることは「手続は、公開しない」とした民事調停法22条が準用する非訟事件手続法30条に明らかに反するものであり、条例7条1号に該当すると説明する。また、期日経過記録中の本件非開示情報3を公にしなければならないとすると、当事者と調停委員等の間で、あるいは、調停委員等の内部で、自由かつ率直

に意見等を表明し、交換し合うことが困難になるとともに、調停への協力や、調停への参加そのものを躊躇等することに繋がりがねず、裁判所が行う民事調停の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書2は、訟務担当者が当該調停の期日における活動の内容や状況等を上司等に報告するために作成されたものであることが認められた。当該公文書に記載された情報のうち、本件非開示情報3は、本件調停事件の期日における調停委員の発言及び当事者による詳細な主張が記載されたものであり、前記イで検討したとおり、このような情報が公にされることとなると、実施機関の現在及び将来における民事調停事件の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとともに、実施機関が調停委員等に対し、自由かつ率直な意見表明を行うことが困難となり、民事調停事件に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条6号に該当し、同条1号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件対象公文書

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	調停申立書の供覧等について（3 総総法訟第143号の3）	1	別紙「事件概要」、「1 事案の概要」のうち「(4) 事件内容」欄	7条1号 7条6号
		2	（案の1）代理人指定書並びに（案の2）回答書及びその添付資料	7条1号 7条6号
2	本件調停事件の、令和4年5月20日第1回調停期日に係る期日経過記録	3	「弁論の経過」欄	7条1号 7条6号